



議事日程 平成22年9月10日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明  
(議案第52号～議案第69号)

午前9時34分 開会

議長（吉富 隆君）

皆さんおはようございます。本日は平成22年第3回定例会が招集されましたところ、御多忙中の中、御参集いただきまして大変ありがとうございました。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成22年第3回上峰町議会定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（吉富 隆君）

日程第1 . 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、2番原慎和彦君及び4番漆原悦子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（吉富 隆君）

日程第2 . 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本日の定例会の会期は、本日より9月17日までの8日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定をいたしました。

日程第3 町長の行政報告

議長（吉富 隆君）

日程第3 . 町長の行政報告。

上峰町長の行政報告をお願いいたします。

町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。平成22年第3回上峰町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には公私とも大変御多用の中、御出席を賜りまして心から厚く御礼を申し上げます。

それでは、各課順に行政報告をさせていただきます。

まず、総務課でございます。

総務課。

交通安全関係では、6月12日に子ども自転車大会鳥栖・三養基地区予選会がみやき町で行われ、本町からも上峰小学校6年生の児童8名（2チーム）が出場し、1チームが3位に入賞しました。その後、7月3日に佐賀県大会が佐賀市大和町にて開催され、地区予選で3位に入賞した本校の4名が県大会でも見事団体3位に入賞し、うち1名は個人賞でも5位に入賞するという優秀な成績をおさめることができました。出場されました児童の努力に敬意を表しますとともに、予選から県大会に至るまで熱心に御指導くださいました先生方や交通安全指導員の皆様には大変感謝申し上げます。はや夏休みも終わり、2学期を迎えましたけれども、9月1日から8日までの間、交通安全指導員の皆様には小・中学校登校時に町内5カ所の交差点で立ち番指導を行っていただき、重ねてお礼を申し上げます。

防犯関係では、今年度から全戸一灯運動を展開することにいたしました。庁舎2階に掲げたPR看板も古くなり、色あせていましたので、スローガンを一新して新たな看板を掲げました。また、夏休み期間中は教育委員会と連携して、青少年健全育成推進員、少年補導員、安全なまちづくり推進員、小・中学校教職員、幼稚園、保育園関係者、坊所駐在所などの皆様方にも協力をいただき、町内を巡回して防犯及び青少年の指導を実施しました。

消防関係では、鳥栖・三養基地区消防本部の協力を得て、8月29日に救急救命講習会を行いましたところ、AEDの取り扱いなど普通救命について38名の参加がありました。9月5日には、鳥栖・三養基地区消防総合訓練が鳥栖市の弥生が丘で開催され、早朝より本町消防団も訓練に参加いたしました。

水防関係では、7月13日夕刻に土砂災害のおそれがある場所が判明しました。詳細については、建設課の欄で報告いたします。

選挙については、参議院議員通常選挙が7月11日に執行されましたが、本町におきましては遺漏なくスムーズな投票が行われたとのことで、選挙事務や管理者、立会人等に携われた多くの方々の御尽力に感謝申し上げます。

続きまして、企画課。

地デジ周知の関係では、6月の区長定例会で県民サポートセンターから地区説明会の開催に向けた案内をしてもらいました。また、これとは別に、難視地区に指定されている鳥越で

は、デジサポによる説明会を開催してもらいました。

鎮西山保全林再生事業の関係では、町として要望を取りまとめるため、6月に山で実地調査を行い、要望項目及び箇所を選定し、要望書を鳥栖農林に提出しました。7月には作業道部分の改修計画に伴う立ち会いを行い、また、さらに詳しい内容で要望するための再調査を行い、要望を地図上に表示したものを作成し、再度鳥栖農林に提出しました。

定住自立圏構想に関する勉強会を鳥栖市で計画していただきましたので、久留米市への先進地視察に職員を参加させました。

国勢調査の関係では、調査に向けた準備事務、作業を行いながら、指導員及び調査員確保のための人選、交渉を含め、期限内に県に調査員名簿を提出することができ、県の承認も受けました。

市町村課ヒアリングの関係では、決算統計に向け資料作成を行い、経常収支比率は93.8%で前年度より2.4%の改善、実質公債費比率は22.8%で前年度より0.9%の改善、将来負担比率は155.4%で前年度より36.0%の改善となりました。今後も財政健全化に向け、最大限努力してまいります。

また、引き続き、普通交付税、特別交付税及び臨時財政対策債に向けての資料作成を行い、特に普通交付税は812,000千円となり、前年度比較で104,000千円の増加となりました。このほかきめ細かな・経済危機対策臨時交付金等を活用した交付金事業に関する調査、取りまとめ事務を随時行ってまいりました。

予算の関係では、9月議会に向けた補正予算の要求、査定、編成事務を8月上旬から開始しております。

財産管理では、6月に御陵公園、中学校体育館北、婦人の家、7月に鎮西山、8月に庁舎南駐車場、中の尾団地地下水処理施設跡地、多目的集会施設、庁舎周辺、中の尾団地地下調整池等の高木の伐採、草刈り、除草剤散布作業等を行いました。また、6月には、庁舎の消火設備点検で指摘を受けた2カ所の改善作業を行いました。

続きまして、産業商工課です。

平成22年度の水稻の生産目標数量が1,585トン、面積換算にして295ヘクタールの配分がなされました。転作予定面積は約139ヘクタールで、転作率として32.2%であります。7月28日水曜日から8月3日火曜日に現地確認を実施いたしました。7月中旬の豪雨による被害については、転作作物の大豆のまき直しが約33ヘクタール程度発生しました。

宮崎県で発生いたしました口蹄疫については、8月27日に終息宣言がなされました。幸いにも県及び町内においての異常は確認されませんでした。これもひとえに畜産農家を初めとする関係者の皆様方の防疫対策のたまものだと思います。ただ、素牛の価格が値上がりするのではないかと心配をしております。

また、8月7日土曜日には、上峰町サマーフェスタ2010をサティ特設会場で開催し、町と

して後援をいたしました。町は舞台関係を担当しました。さらに上峰太鼓、よさこい踊り、文化協会の方々による盆踊り大会等、各団体の皆様の御協力をいただきまして、盛会のうちに終了することができました。本当にありがとうございました。

続いて、税務課。

7月に出された佐賀財務事務所の県内経済情勢報告では、自動車部品や一般機械などの生産活動が一部持ち直しが見られ、3年ぶりの上方修正が2期連続であったものの、個人消費や雇用情勢、公共事業はまだまだ低調で、住宅建設や企業の設備投資の面では前年を下回っており、県内経済はまだまだ厳しい状態であるようです。その状況下にあって、今回、法人の住民税が一部回復傾向にあります。反面、個人の町県民税、固定資産税の減少が生じております。

平成22年度の町税の調定額は、ここ数年来の景気低迷等により税収の減収は避けられない見通しで、7月末現在、全体としては前年度同期と比較して39,839千円減の1,162,780千円となっております。

個人住民税につきましては352,702千円で、前年度同期と比較して42,811千円の減収となっております。不況下での解雇や離職等で所得の減少が起因しているものと思っております。

法人住民税は43,812千円で、前年度同期と比較して10,130千円の増加で、ここ3年、景気低迷による企業の業績悪化で大幅減少傾向でありましたが、最近の申告状況では、ごく一部ではありますが、回復兆しの企業がっており、昨年度の実績よりは若干の増収を見込んでおりまして、今後の申告状況を注視していきたいと思っております。

固定資産税については724,741千円で、前年度同期と比較いたしますと、6,532千円の減額となっております。法人等の設備投資の低迷による償却資産の減少が影響していると考えられます。

軽自動車の調定額は20,855千円で、前年度同期と比較して629千円の微増となっております。台数の増加によるものです。

また、入湯税は425千円です。時期によって利用者の増減がありますが、客数の減により、ここ数年、減少傾向です。

たばこ税は18,775千円ですが、愛煙家の健康意識の高揚と買い控えもあって、毎年約五、六%の減収となっております。また、10月から税率が上がる予定で1箱当たり約27円上がって92円の収入見込みですが、さらに減収の可能性もあると見込んでおります。

徴収関係ですが、今年度の賦課も6月に終わり、7月から8月の夏場にかけて滞納繰越分を重点として徴収に努めました。2年目の滞納整理推進機構へは、町県民税ほか固定資産税などの町税も対象に、滞納者の徴収引き継ぎを行いました。6月に92人、滞納額14,478千円、追加で14人、滞納額1,463千円に対して、現在、特別対策室と協議しながらの徴収を行って

おります。6月から7月末現在で徴収金額1,223千円の実績となっております。滞納整理としては、財産調査の上で預金が発覚しましたので、1件差し押さえを通知し、収納をいたしました。

町としても、8月下旬に悪質な滞納者約30人に対して財産調査を実施しておりまして、今後とも毅然とした態度で臨みたいと思っております。

最後に、ことし10月から年金所得にかかわる住民税の年金特徴（天引き）が始まります。年金受給者のうち664人、税額16,994千円が対象者で、年税額の半分を年金から10月、12月、2月と3回に分けて徴収するものです。本人には課税の段階で内容説明はしておりますが、問い合わせも多く、次回の広報紙で広く周知を図っていきたいと思っております。

続いて、住民課。

窓口係。

7月末現在の人口は9,346人、昨年の同期と比較しますと29人の減、世帯数では3,155世帯で20世帯の減となっております。

パスポートの交付事務については、平成19年10月の権限移譲以来、虚偽の申請等もなく、順調に事務を遂行しているところです。

今後も個人情報の漏えい防止に最善の努力を尽くしながら、適切な事務処理を行ってまいります。

住民係。

子ども手当につきましては、制度開始後5カ月が経過しましたが、手当の支給等大きな混乱もなく事務処理を進めております。また、制度創設に伴い、新たに受給者となる方について、申請漏れがないよう、広報紙及びチラシによる全戸回覧で未申請者に対し、期限9月30日までの申請を呼びかけております。現在、10月定期払い（6月から9月分）に向け、支払い準備を進めています。

保育業務について、平成22年7月末現在、町内2カ所の保育園及び広域保育にて219名の保育に欠ける児童の保育の実施を行っております。

児童扶養手当について、これまでは支給要件に該当する母子家庭の母、または養育者が支給対象となっておりましたが、児童扶養手当法の一部改正により、平成22年8月1日より、支給要件に該当する父子家庭の父も支給対象となりました。手当の受給に当たっては、町への申請が必要ですので、申請漏れのないよう、広報紙、ホームページを活用し、制度の周知に努めてまいります。

国民年金事務については、引き続き年金事務所と連携して、窓口及び広報紙を活用した制度の周知に努めてまいります。

環境係。

一般廃棄物については、容器包装リサイクル法に基づき、分別収集でごみの減量化に努め

ております。資源物の分別収集及び平成21年度より開始した容器包装プラスチックの排出方法等もかなり町民の皆様に浸透しております。排出方法のモデルとして設置されていた役場庁舎前駐車場の資源物、不燃ごみの回収を平成22年9月30日をもって終了します。今後は本来の収集拠点である地区での回収を推進するため、環境美化推進員（区長）の方々との連携をもとに、住民の方々へ排出方法の周知徹底を図ってまいります。

なお、ごみの不法投棄、違法排出物につきましても、環境パトロールを強化し、不法投棄箇所早期発見及び啓発看板設置による不法投棄防止にさらに努めてまいります。

続きまして、健康増進課。

6月12日土曜日、13日日曜日の両日、佐賀市文化会館及び佐賀県総合体育館において、第5回食育推進全国大会「さが食育フェスタ2010」が開催され、講演会やステージ発表、九州各県の特産品を集めた食品市などさまざまな催しのほか、食にかかわる県内外の各種団体や企業など約130団体がブースを設け、食生活の大切さをアピールし、2日間で約4万3,000人の来場者がありました。

出展団体としての上峰町は、ほとめきゾーンでのブースにおいて、みそ味すいとん、いきなり団子など「米粉で楽しもう“上峰米っ粉らんど”」と称した20種類に及ぶレシピ集の1,000冊無料配布や、石臼米粉づくり体験コーナーを設け、懐かしさを味わうのには十分なひとときの提供を行い、盛会のうちに終了しました。

医療費適正化においては、一昨年よりメタボリックシンドロームを防ぐことを重視した特定健診、特定保健指導を実施しております。ことしはがん検診と特定健康診査を6月23日から4日間、中学校体育館にて実施し、500人超の受診者がありました。特定健診の結果に応じて、8月3日から7日まで、個人の健診結果に沿った保健指導を行い、内臓脂肪型肥満に着目し、早い段階で生活習慣病を予防、改善できるよう、きめ細やかな保健指導を行い、もって地域住民の方々の健康を可能な限りサポートしていきたいと考えております。

一方、日本脳炎予防接種については、平成17年以降、マウス脳による製法のワクチン接種後に重症な健康被害が発生した事例により、積極的な勧奨を差し控えるよう勧告がなされていたが、ことし4月、乾燥細胞培養ワクチンによる初回接種についての積極的勧奨が通知されたことを受け、7月下旬以降、集団接種を全4回実施しました。

また、国民健康保険高齢受給者証及び後期高齢者医療保険被保険者証の有効期間がともに7月末であることから、期限前更新手続も滞りなく完了しました。

続いて、福祉課でございます。

民生児童委員の任期が今年度11月30日までになっており、一斉改選に伴い、第1回民生委員推薦会を6月22日に開催し、7月6日の区長例会で各地区よりの推薦を依頼し、第2回目を8月5日、第3回目を8月18日に開催し、町の推薦会で新任10名、再任11名の推薦を受けて、県に民生児童委員19名、主任児童委員2名の推薦名簿を提出しました。

9月12日に町民センターで実施する敬老会の準備を進めており、その折にお祝いをする今年度の金婚者の申し込み受け付けを7月末までとして、14組の方々が申請されました。

なお、全国的に問題になっております100歳以上の方々の安否確認につきましては、町内100歳以上の方々4名で、うち3名が野菊の里に入所されており、残り1名の方につきましても確認をさせていただいております。

介護保険関係で生活機能評価に基づく基本チェックリストにより、特定高齢者（2次予防事業の対象者）については、運動機能向上者等に対して筋トレ教室を開催し、今回二十余名の参加が見込まれます。また、一般高齢者に対しては、転倒予防教室、3B体操を実施しており、歯（は）つらつ教室も10月末から11月にかけて3回実施する予定です。

続いて、建設課。

本年度においては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業を活用しました事業を進めているところでございます。

町道整備事業といたしましては、町内の11カ所の側溝等の整備を発注いたしております。河川整備につきましては、前牟田地区の準用河川西の川のしゅんせつを六地藏川から県道神埼北茂安線までの区間を行い、通水断面の確保を行いました。また、用悪水路整備事業といたしましては、西峰地区の排水路の整備を行っております。

住宅管理につきましては、地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業により、公営住宅周辺整備事業といたしまして、西峰団地の樹木の枝落とし伐採の委託事業を行いました。

農業集落排水事業は、昨年度より行っております施設の長寿命化、ランニングコストの削減を図る目的での低コスト型農業集落排水施設更新支援事業につきまして、今年度、三上、江迎、井柳の3処理区の管路及び処理施設の調査を行ってまいります。

坊所処理区の機能強化につきましては、平成23年度新規採択に向け、国への申請を県との調整を図りながら行っております。

今年度の梅雨季における災害につきましては、県への報告を切通川と船石川の災害報告をそれぞれ1カ所ずつ行っております。また、町内におきましては、7月13日夕刻に屋形原東分の家屋に隣接するのり面に亀裂が入っているとの通報があり、現地へ出勤し、確認の結果、応急措置の必要性があると判断し、上峰町内における災害時の応急対策業務に関する協定書により、上峰町、建設業協会へ要請し、雨の中、応急処置を行いました。これにつきましては、議会への報告をし、隣接する家屋に被害を及ぼさない程度の立ち木の伐採とのり面の整形による最小限の復旧工事を行ったところです。

教育課。

学校教育係。

繰越事業。

長い夏休み、新聞、テレビで毎日のように子供たちが犠牲になる水の事故、交通事故など

報道されておりましたが、本町の小・中学校は何事もなく、無事に2学期をスタートしました。

ことし3月議会の折、報告しております21年度繰越事業、特にテレビのデジタル化に伴う小・中学校テレビの整備、配線工事及び耐震強化工事について、小・中学校のデジタルテレビの整備は5月31日すべて納品が済み、完了しました。また、配線工事（工期8月6日から9月30日）は工事的には8月31日に完了し、現在、テレビ画像などの調整作業をしております。

小・中学校耐震補強工事（工期6月11日から9月30日）については、授業に支障がないように夏休み期間で工事が完了するように強く要望し、工事の発注をしました。受注業者の方も発注者の意向を十分受けていただき、8月31日においては工事計画どおり進捗しております。しかし、8月末で工事が完了したわけではなく、変更、追加工事もあり、今後の工事についても授業などを考慮に入れ、土、日、祭日に施工するようにしております。

日韓友好上峰町青少年驪州郡訪問事業。参加者7名（うち男子2名、女子5名）、随員3名（うち学校関係2名、教育委員会1名）、計10名が8月25日水曜から28日土曜、3泊4日の日程で交流を図り、親交を深めていただきました。生徒たちは25、26日の2日間ホームステイを行い、ホストファミリーの温かい歓迎を受けました。今回の韓国驪州郡訪問については、国際交流推進委員会を開催し、報告していきます。

学校給食。

8月18日水曜、2学期の給食のあり方について、1学期を振り返り、給食委託業者と調理、配送時間などの反省点について協議いたしました。これからも給食委託業者と一体となり、安心して安全かつおいしい給食を提供できるよういたします。

続きまして、生涯学習課。

生涯学習係。

7月18日日曜に三養基郡子供クラブスーパーキックベースボール大会が、みやき町江口グラウンドにて開催され、本町から代表として、三上子供クラブと下坊所子供クラブの2チームが出席しましたが、惜しくもパート予選で敗退いたしました。

7月6日火曜から9日金曜までの4日間、青少年育成地区懇談会を各分館で実施いたしました。小学校、中学校、PTA、青少年育成町民会議の各役員等が出席し、「子どもを地域で守り育てる。あいさつ・声かけからはじめよう」をテーマに、いろいろな意見が出されました。実施に当たりましては、各区長さん、分館長さん等の御協力により、多数の町民の方々が参加していただき厚く御礼申し上げます。

7月24日土曜から7月26日月曜までの2泊3日で、青少年育成サマーキャンプを大分県立九重青少年の家キャンプ場において実施いたしました。参加者は小学校4年生から小学校6年生合わせて51名の参加がありました。九重連山の三俣山に登り、登山中は天候に恵まれま

した。また、炊飯作業やプラネタリウム、キャンドルの集いなどの集団活動の大切さや野外活動の楽しさなど、貴重な自然体験学習であったと思っております。実施に当たっては、多数の指導者の方々の御協力により、無事終了することができましたことに厚く御礼を申し上げます。

青少年健全育成事業の一環として、夏季休業中に夜間巡回パトロールを7月28日水曜、8月4日水曜、8月18日水曜日、8月25日水曜の4日間、各種団体の御協力を得て行いました。

放課後子どもプランを6月6日土曜から6教室、書道、和太鼓、ゲートボール、ソフトテニス、英会話教室、水曜友だち広場を開催しております。

公民館事業として、高齢者教室と女性セミナーを6月24日木曜からスタートし、現在、2回目が終了したところでございます。これからも多数参加していただけるよう努めてまいります。

生涯スポーツ係。

7月21日水曜より8月31日火曜までの期間、町民プールをオープンし、多くの子供たちが利用してくれました。

体育協会と体育指導委員会で地域総合型スポーツクラブ（ふれあい友遊2010上峰）のスポーツ教室を6月から実施しております。

本町の最大のイベント事業である町民体づくり体育大会を10月10日日曜に計画しておりますが、本番に向けて各分館や各団体等との会議等を進めているところでございます。

文化課。

文化財関係では、太古木保存対策調査の一環として、現在、文化財保存地区の北側の水路に水を蓄え、この水を保存地区内へ強制的に浸透させることによって、文化財保存地区全体の地下水位の変化を観測する貯水試験を実施しております。これまでの観測の結果、北側水路部分に貯水した水の水位と保存地区内の地下水位が敏感に連動することが確認され、北側水路部分への貯水が保存地区内全体の地下水位を人工的に上昇させるためのかなりの有効な手段であることが判明してまいりました。今後、11月末まで地下水位の観測などの作業を続け、12月に第3回保存対策委員会を開催し、2カ年度の調査成果の分析、検討を行い、今後の太古木の保存方法について委員会として方針、提言を取りまとめていきたいと考えております。また、太古木の一般公開、児童青少年を対象としたシンポジウムなどのイベントを開催し、当町の貴重な文化遺産である太古木のPRにも努めたいと考えております。

なお、この公開等に係る経費につきましては、本定例議会に補正予算を上程させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

また、米倉文庫蔵書目録整備につきましては、年度内の目録整備に向け、引き続き1点1点の書籍について内容を確認しながら分類作業を実施しております。

図書館関係では、まず、毎年夏休み期間中に小学生を対象に実施している「さまーすくー

る」ですが、本年度は身の回りのものを使った工作教室、らくがんづくりやそば打ち体験、工場見学など7教室を開催し、延べ162名の子どもたちが参加しました。各教室に参加した子どもたちにとって、日ごろの生活の中ではできない事柄など貴重な体験となったようです。

次に、8月11日に図書館と小・中学校図書館との連携を目的に第8回町内図書館連絡協議会を開催いたしました。小・中学校より、ボランティアによる本の読み聞かせや図書館図書への団体貸し出しの一層の充実などについて要望をいただきました。今後、これらの要望にも対応し、子供たちが本に親しむことができるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

また、8月中には中学生の職場体験、図書司書資格取得のための実習生の受け入れもあわせて行いました。

以上が行政報告とさせていただきます。

議長（吉富 隆君）

これで町長の行政報告は終わりました。

#### 日程第4 諸般の報告

議長（吉富 隆君）

日程第4 諸般の報告。

諸般の報告を行います。

平成21年度決算に基づく健全化判断比率についての報告をお願いいたします。

企画課長（北島 徹君）

皆様おはようございます。それでは、諸般の報告といたしまして、平成21年度上峰町財政健全化判断比率についての御報告をさせていただきます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成20年4月より施行をされております。これはこれまでの地方財政再建促進特別措置法では財政の悪化状況を早期に的確に把握できなかった点などを反省材料に、抜本的に見直しをされたものでございます。

新しい財政健全化法第3条第1項では、財政状況を見きわめる健全化判断指標といたしまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率という4つの指標を用い、財政健全化基準、財政再生基準を設定し、自治体財政への監視が強化されているところでございます。

この4つの指標のうち1つでも財政健全化基準を超えますと、早期健全化団体として財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、財政の健全化に取り組まなければならないというふうになっております。

それでは、平成21年度決算に基づきます健全化判断比率報告書をごらんいただきたいと思います。

なお、この報告書の作成に関しましては、8月27日に財政担当から監査委員へ21年度の財

政状況の説明を行った上で、監査委員の審査に付し、8月30日に監査委員からの審査意見書をいただきました。報告書の最後に添付をいたしておりますが、このとおりでございます。

報告書の中の一番下の中央にページ数をつけております。

まず、2ページの上段、(2)実質赤字比率をごらんいただきたいと思います。

実質赤字比率、これは一般会計及び土地取得特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をあらわしているものでございます。実質赤字とは、歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した繰上充用額、それと、実質上、歳入不足のため、支払いを翌年度に繰り延べた支払い繰延額、そして、実質上、歳入不足のため、事業を繰り越した事業繰越額を言うわけでございますが、一般会計及び土地取得特別会計につきましては、21年度決算は赤字はありませんでしたので、これには該当しないというところでございます。

続きまして、すぐ下の(3)連結実質赤字比率をごらんいただきたいと思います。

連結実質赤字比率、これは一般会計及び土地取得特別会計と国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水特別会計、工業用地取得造成分譲特別会計を合わせたものでございます。これも21年度決算は赤字及び資金不足はありませんでしたので、該当していないというところでございます。

続きまして、次のページ、3ページ上段(4)実質公債費比率をごらんいただきたいと思います。

実質公債費比率につきましては、22.8%となっております。これは普通会計と公営企業会計のほか、一部事務組合、広域連合まで含めた公債費の標準財政規模に対する比率をあらわした数字でございます。3カ年の平均値でございます。一般に18%以上になりますと、地方債の発行に国の承認、県の許可が必要になり、25%を超えますと、一般事業等の起債が制限されるというものでございます。

続きまして、すぐ下の(5)将来負担比率をごらんいただきたいと思います。

将来負担比率につきましては、さらに公社までを含めたものになるわけでございます。普通会計と公営企業会計、それに一部事務組合、広域連合に三養基西部土地開発公社を含めたというものでございます。将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわしたもので、155.4%という値となっております。

なお、早期健全化基準、財政再生基準につきましては、1ページの総括表にお示しをしておるところでございます。後もって御参照いただきたいと思います。

以上で平成21年度上峰町財政健全化判断比率につきましの報告とさせていただきます。

議長（吉富 隆君）

これで諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の大要説明

議長（吉富 隆君）

日程第5 . 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

町長（武廣勇平君）

議案の一括上程、提案理由の概要説明。

議案の提案をさせていただきます。

議案第52号 上峰町国際交流推進委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例。

本議案は、条例第3条中「区長会長」を「区長代表」に改めるものでございます。

平成22年9月10日提出。上峰町長武廣勇平。後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第53号 上峰町税条例の一部を改正する条例。

本議案は、地方税法の改正に伴い、上峰町税条例の一部を改正するものでございます。

平成22年9月10日提出。上峰町長武廣勇平。後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第54号 上峰町企業誘致条例の一部を改正する条例。

本議案は、農村地域工業等導入促進法に基づく税の優遇措置が終了したことに伴い、上峰町企業誘致条例の一部を改正するものでございます。

平成22年9月10日提出。上峰町長武廣勇平。後ほど所管課長より説明をいたします。

続きまして、

#### 議案第55号

平成21年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度上峰町一般会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成22年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

#### 議案第56号

平成21年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成22年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

#### 議案第57号

平成21年度上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度上峰町老人保健特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成22年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

引き続きまして、

#### 議案第58号

平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成22年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

#### 議案第59号

平成21年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成22年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

#### 議案第60号

平成21年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成22年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第61号

平成21年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成21年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成22年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第62号

上峰町教育委員会委員の選任同意について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2494番地 1

氏 名 北島 トキ子

生年月日 昭和19年 6 月18日

平成22年9月10日提出

上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第63号

平成22年度上峰町一般会計補正予算（第2号）

平成22年度の上峰町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108,452千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,471,194千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成22年9月10日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第64号

平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

平成22年度の上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ98,708千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ981,239千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月10日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第65号

平成22年度上峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成22年度の上峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額

を歳入歳出それぞれ4,404千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月10日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

#### 議案第66号

##### 平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成22年度の上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ145千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80,637千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月10日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明いたします。

続きまして、

#### 議案第67号

##### 平成22年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成22年度の上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,524千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,538千円とする。

- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月10日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

#### 議案第68号

平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算（第1号）

平成22年度の上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ271,924千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月10日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

#### 議案第69号

平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）

平成22年度の上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,688千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ522,491千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成22年9月10日 提出  
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど所管課長より補足説明をいたします。

以上18議案を一括して提案させていただきます。よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

議長（吉富 隆君）

ただいま町長より18議案一括上程されました。

補足説明を求めます。

企画課長（北島 徹君）

それでは、私のほうから議案第52号、議案第54号、議案第63号、議案第67号及び議案第68号につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第52号 上峰町国際交流推進委員会の設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。

今年の3月臨時議会におきまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が議決されまして、「区長代表」という表現に改められております。それに整合性を図るために、同様に改正するものでございます。

続きまして、議案第54号 上峰町企業誘致条例の一部を改正する条例でございます。

今までは本条例の規定により、佐賀東部中核工業団地への進出企業には農村地域工業等導入促進法に基づく固定資産税の課税免除を、また、それ以外の地区への企業の進出には町独自の制度として固定資産税相当額の奨励金の交付を行ってまいりました。しかし、農村地域工業等導入促進法に基づく税制上の支援措置は、平成21年12月31日までの新設、または増設が対象であり、平成22年1月1日からはなくなっております。これまでは数回延長がなされておりましたけれども、今回はこの期限延長が行われませんでした。また、農村地域工業等導入促進法に基づく固定資産税の課税免除に伴います減収分につきましては、地方交付税により75%が補てんされてまいりました。

本条例の財源的な裏づけともなっておりました法律に基づく減収補てん措置が廃止されたことで、優遇制度のすべてが町単独での負担となること、それ及び対象業種を拡大する、そういうために今回必要な改正を行うことといたしました。

主な改正点を御説明申し上げますので、新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、第1条では、課税免除を行わないということから、奨励措置といたしました。

第2条では、業種に道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業を追加いたしまして、対象を広げることといたしました。

第3条を適用基準といたしまして、第3条は新旧対照表の裏面のほうにございます。条文の入れかえを行っておりますので、裏面をごらんいただきたいと思います。

第3条、適用基準でございます。これにつきましては、投下固定資産額を「6,000万円」から「5,000万円」に引き下げしております。

次に、第4条でございます。表のページでございますが、第4条を便宜の供与といたしております。

次に、第5条、何度も裏表行って申しわけございませんが、第5条、裏面にございますが、

奨励措置では、対象となる固定資産税を土地、建物及び直接製造の用に供する償却資産とい  
たしまして、奨励金を固定資産税相当額の50%を限度とするということにいたしております。

続きまして、議案第63号 平成22年度上峰町一般会計補正予算（第2号）でございます。

予算書をごらんいただきたいと思ひます。1枚めくりまして右下の1ページですが、平成  
22年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

次のページ、2ページ、3ページをお開きをお願いしたいと思ひます。

第1表 歳入歳出予算補正。

まず、歳入でございますが、款、それから、補正額、計のところを左のほうから右のほう  
に読み上げて御説明とさせていただきます。

款の1 . 町税、補正額 41,860千円、計1,208,067千円。

款の8 . 地方特例交付金、補正額5,193千円、計16,923千円。

款の9 . 地方交付税、補正額79,263千円、計857,230千円。

款の13 . 国庫支出金、補正額5,603千円、計269,440千円。

款の15 . 県支出金、補正額3,247千円、計193,966千円。

款の18 . 繰入金、補正額1,262千円、計60,167千円。

款の19 . 繰越金、補正額35,017千円、計85,017千円。

款の20 . 諸収入、補正額7,273千円、計55,472千円。

次、3ページでございます。

款の21 . 町債、補正額13,454千円、計461,870千円。

歳入合計、補正額108,452千円、計3,471,194千円でございます。

次のページをお願いいたします。4ページ、5ページでございます。

歳出でございます。

歳出の款の1 . 議会費、補正額357千円、計58,621千円。

款の2 . 総務費、補正額85,647千円、計434,602千円。

款の3 . 民生費、補正額9,851千円、計811,696千円。

款の4 . 衛生費、補正額1,604千円、計509,656千円。

款の6 . 農林水産業費、補正額 2,879千円、計344,055千円。

款の8 . 土木費、補正額7,352千円、計70,240千円。

款の9 . 消防費、補正額 139千円、計131,118千円。

款の10 . 教育費、補正額6,659千円、計331,691千円。

次のページ、5ページでございます。

歳出合計、補正額108,452千円、計3,471,194千円でございます。

次のページ、6ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正。

1の変更ということで臨時財政対策債につきまして、補正前と補正後をお示ししておりますが、太線で囲っている部分、発行可能限度額について変更をいたしております。県の承認額の決定によりまして、今回、304,670千円といたしておるところでございます。

それでは、説明書のほうに入っております。

説明書の3ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入。

款の1.町税、項の1.町民税、目の1.個人、節の1.現年課税の38,246千円でございます。一番上の表でございますが、これにつきましては個人住民税につきましては、当初予算編成段階では21年9月末の調定額に所得の減少率を2%ぐらいだろうと想定をいたしまして算出をしておりました。しかし、景気動向は厳しさが続き、実際の個人所得減少率は5%程度というふうになっております。これにより減額するものでございます。

続きまして、すぐ下の表でございます。

同じ款の1.町税、項の2.固定資産税、目の1.固定資産税、節の1.現年課税3,896千円。固定資産税につきましても、長引く不況によりまして、当初予算編成時の予測よりも設備投資が落ち込み、減額するものでございます。

続きまして、1つ表を飛ばしまして、一番下の表でございますが、款の8.地方特例交付金、項の1.地方特例交付金、目の1.地方特例交付金、節の1.地方特例交付金5,193千円でございますが、このうち右側の説明にございます児童手当特例交付金の追加につきましては、子ども手当の支給に係ります町の負担増を軽減するために交付されるというものでございます。

次に、次のページ、4ページをお願いいたします。

4ページ中ほどの表、款の9.地方交付税、項の1.地方交付税、目の1.地方交付税、節の1.普通交付税79,263千円。これは普通交付税の確定によるものでございます。本年度の普通交付税の額は合わせまして812,000千円というふうになっております。

次に、すぐ下の表でございます。款の13.国庫支出金、項の2.国庫補助金、目の5.民生費国庫補助金、節の5.老人福祉費国庫補助金5,103千円でございます。説明のところでございますが、先進的事業支援特例交付金ということになっております。この交付金の追加につきましては、消防法施行令が一部改正されたことに対応いたしまして、小規模福祉施設へのスプリンクラーの早期設置を促し、入居者の防火安全対策を図ることを目的に100%交付されるというものでございます。

次に、5ページをお願いします。

5ページの一番上の表でございます。款の15.県支出金、項の2.県補助金、目の2.民生費補助金、節の4.児童福祉費補助金960千円。安心子ども基金特別対策事業費補助金でございます。子供を安心して育てることができるような体制整備を目的とした事業に100%

補助されるものでございます。町の町有施設3カ所と社協の施設1カ所にベビーシートを設置するというものでございます。

続きまして、そのすぐ下の表でございますが、款の15．県支出金、項の3．県委託金、目の1．総務費委託金、節の2．徴収委託金1,267千円。県民税徴収委託金でございます。この追加につきましては、徴収取扱費に係る県条例で定めた金額、いわゆる委託単価が1人当たり3千円から3,300円というふうに増額改定をされております。それに伴うものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

6ページの中ほどの表でございます。款の19．繰越金、項の1．繰越金、目の1．繰越金、節の1．繰越金35,017千円でございます。これにつきましては平成21年度からの繰越金の確定によるものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

7ページの上の表、款の20．諸収入、項の4．雑入、目の2．雑入、節の1．雑入7,310千円とございますが、このうち説明の2行目でございますが、前年度介護保険負担金精算金というものがございます。これは鳥栖地区広域市町村圏組合の平成21年度介護保険負担金の確定によるものでございます。

続きまして、8ページ、歳出のほうをお願いいたします。

8ページの歳出、下の表でございますが、款の2．総務費、項の1．総務管理費、目の1．一般管理費、節の19、2,868千円とございますが、そのうち説明の下の説明でございます。地区集会施設等建設補助金1,000千円というふうでございますが、これにつきましては上坊所地区内の集会施設で下水道工事を計画されており、それにつきまして補助をするというものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。

9ページ、款の2．総務費、項の1．総務管理費、目の3．財産管理費、上の表からおりてきておりますが、財産管理費の節の13、3,014千円。説明のほうで財務会計サーバー更新委託料2,993千円でございます。財務会計システムにつきましては、平成12年度に導入後、機器等の更新を行っておりませんで老朽化をいたしております。機器の信頼性が著しく低下しておりまして、特にデータのバックアップ等に支障を来している状況にあるため、早期に正常で安心できる稼働を確保したいというふうに考え、サーバー更新及びパソコン設定委託料を今回お願いいたしておるところでございます。

次に、同じページの目の6．企画費、節の13．委託料の1,650千円、それから、下のほうの14の使用料及び賃借料1,200千円というふうなことでございますが、説明のところでは情報系システムということで3種類並んでおります。情報系システムのパソコンの設定設置委託料1,100千円、それから、情報系システムのパソコンの廃棄につきまして400千円、情報系

システムパソコンのリース料1,200千円ということで予算をお願いいたしております。これにつきましてでございますが、現在、配備をされ、職員が使用しているパソコンにつきましては、平成15年度の地域イントラネットで導入をされたというものが多く稼働をしております。5年を過ぎまして、メーカーの部品供給保証期間も越えており、保守契約もできないという状況が続いております。加えまして、6月議会で承認いただきました情報系システムの更新を進めるに当たりまして、現在の古いパソコンではメモリー容量が不足し、正常に起動しない。それから、基本ソフト、いわゆるOSが古く、新しいシステムに対応できない。そういう理由から古いパソコンを入れかえる必要性が出てまいりました。そこで、今回はリースにより新しいパソコンを配備したいというふうに考えております。

また、入れかえますパソコンを上峰町専用として使用できるように初期設定すると同時に、サーバーとパソコン間、及びパソコン同士をネットワーク接続し、職員のデスクで使用できるように設置する作業が別に必要となります。それにつきましては高度な専門性を要しますので、その業務につきましては委託をしたいというふうに考えておるところでございます。

これらの更新に伴い、不要となるパソコン及び現在まで廃棄予備軍としてストックしている部分がございますので、それもあわせて廃棄をしたいということで考えております。

それらにつきまして3種類の予算をお願いをしておるところでございます。

それから、同じ委託料で総合計画策定業務委託料の3,150千円ですが、これにつきましては、地方自治法の改正に係ります今後の情勢を見きわめた上で判断することとしたいということで減額をするものでございます。

続きまして、同じページの目の8．財政調整基金費、節の25．積立金69,766千円でございます。これにつきましては、繰越金、それから、普通交付税等の確定によりまして、財政調整基金へ積み立てるものでございます。工業用地取得造成分譲特別会計の精算に伴います取り崩しが57,000千円ほどございますが、その金額と、6月補正で減額をいたしました副町長等の報酬などの金額13,000千円、合わせました70,000千円相当を積み立てることができたということで考えております。

続きまして、同じページの目の9．減債基金費、節の25．積立金8,000千円。これにつきましては、今後、第三セクター等改革推進債の年間の償還が10年間続きますけれども、その少なくとも半額程度は毎年積み立てていければ積み立てていきたいということで、今回お願いをいたしておるところでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

11ページ、款の3．民生費、項の1．社会福祉費、目の2．障害者福祉費、節の23．償還金、利子及び割引料3,479千円とございますが、これにつきましては、前年度実績額の確定によります国、県への返納金でございます。

なお、今回の補正では、同様にほかの箇所においても返納がございまして、国庫への返納

が合わせまして5件で2,506千円、また、県費への返納が6件で3,071千円、合わせまして国、県への返納金の合計が5,577千円となっております。

次に、その下、目の3．老人福祉費、節の19．負担金、補助及び交付金5,103千円。歳入のところでも御説明を申し上げましたが、小規模福祉施設入居者の防火安全対策を図るための事業でございます、今回はグループホーム「安心」かみみねに対し、スプリンクラー設置費用を補助するものでございます。

次に、すぐ下の表でございます。款の3．民生費、項の2．児童福祉費、目の1．児童福祉総務費、節の15．工事請負費720千円、それから、19．負担金、補助及び交付金の240千円でございます。これにつきましても、歳入のところでも少し触れましたけれども、安心こども基金特別対策事業の経費として3カ所、1カ所に設置をするものでございます。

続きまして、12ページをお願いいたします。

12ページの下の方、款の4．衛生費、項の1．保健衛生費、目の2．予防費、節の23．償還金、利子及び割引料1,859千円というふうになっておりますが、新型インフルエンザワクチン接種助成費臨時補助金としまして、平成21年度に概算金といたしまして2,073千円を県から受け入れておりますが、本町の当該ワクチン接種の実績に伴います県補助所要額が214千円ということで確定しましたことから、差し引き不用額1,859千円を県に返納するものでございます。受け入れました補助金の9割を返納することというふうになった原因としましては、21年度内で調整が行われなかったということと、補助申請時に事業費算定の基礎数値は国から示しをされております。実際にワクチン接種をされた方は国が想定した数を大幅に下回る結果となったということでございます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

下の表、款の6．農林水産業費、項の1．農業費、目の12．地域整備事業費、節の28．繰出金 4,057千円。これは農業集落排水特別会計におきます21年度からの繰越金の確定に伴いまして、一般会計からの繰出金を減額するものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14ページ、下の表、款の8．土木費、項の2．道路橋梁費、目の3．道路新設改良費、節の17．公有財産購入費6,765千円でございます。町道整備のため、屋形原東分の上峰開拓1号線用地としまして、118平米を購入するものでございます。また、東前牟田の二又線の一部362平米につきましては、三養基西部土地開発公社により先行取得をしておりましたので、今回、買い戻すことといたしました。

なお、この2カ所の位置図につきましては、別添で配付をいたしておりますので、御参照いただければというふうに思います。

続きまして、16ページをお願いいたします。

16ページの中ほどの表、款の10．教育費、項の3．中学校費、目の1．学校管理費、節の

15. 工事請負費4,177千円、防球ネット設置工事でございます。このことにつきましては、以前から野球練習の際などにボールが、設置されておりますフェンスを越えまして、隣接の地権者に迷惑をかけておったということで、今回、施設の改善を計画いたしましたところでございます。

以上が議案第63号でございます。

続きまして、議案第67号 平成22年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）でございます。

予算書をお願いいたします。予算書1枚めくりまして、右下の1ページでございますが、平成22年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）でございます。

1枚めくっていただきまして、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

款、補正額、計をそれぞれ申し上げてまいります。

款の3. 繰越金、補正額1,524千円、計1,525千円。

歳入合計、補正額1,524千円、計1,538千円。

次に、3ページでございます。

歳出でございます。

款の2. 予備費、補正額1,524千円、計1,525千円。

歳出合計、補正額1,524千円、計1,538千円でございます。

今回の補正につきましては、平成21年度からの繰越金の確定によりまして、歳入を追加いたしております。その金額、追加額のすべてを歳出で予備費として計上しておるところでございます。

以上が議案第67号でございます。

続きまして、議案第68号 平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算（第1号）でございます。

1枚めくっていただきまして、右下ページ1でございますが、平成22年度上峰町工業用地取得造成分譲特別会計補正予算（第1号）。

次に、2ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正を読み上げて御説明とさせていただきます。

歳入でございます。

款の1. 繰入金、補正額 5千円、計が271,914千円。

款の2. 諸収入、補正額 2千円、計ゼロ。

款の4. 繰越金、補正額3千円、計が4千円でございます。

款の5. 財産収入、補正額5千円、計6千円。

歳入合計、補正額 1 千円、計271,924千円でございます。

次に、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款の 1 . 工業用地取得造成事業費、補正額 1 千円、計271,924千円。

歳出合計、補正額 1 千円、計271,924千円でございます。

これにつきましては、この特別会計を 9 月末で精算するというこのために、決算見込みを立てまして、その額に合わせました予算調整を今回お願いいたしておるところでございます。

以上で私の補足説明とさせていただきます。

議長（吉富 隆君）

お諮りをいたします。

補足説明の途中でございますが、ここで休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。したがって、11時15分まで休憩をいたします。休憩。

午前10時59分 休憩

午前11時14分 再開

議長（吉富 隆君）

再開をいたします。

休憩前に引き続きまして補足説明を再開いたします。

ほかに補足説明はございませんか。

税務課長（白濱博己君）

失礼します。私のほうから、議案第53号 上峰町税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきます。

今回、平成22年度の地方税法の一部改正がなされた中で、今回の条例改正につきましては、先般の 6 月の議会の専決処分の承認をいただいた議会の分で、10月 1 日施行分、それから、来年度になりますが、平成23年 1 月 1 日施行分、一部、平成25年 1 月 1 日もございますが、今回の上峰町税条例の一部を改正させていただくものでございます。

改正事項の主な点を申し上げますと、次の 3 点ほどになっておりますが、第 1 に、たばこ税の税率の改正でございまして、値上げの分でございます。2 番目に、個人住民税の扶養控除の見直しの分でございますが、これはことし、子ども手当の支給の関係での見直し分でございます。3 番目に、非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等に対する個人住民税の非課税措置関係でございます。

それでは、お手元に新旧対照表を差し上げておりますので、ごらんいただきたいと思いますが、まず、1ページの上段の納期限後に納付し、又は納入する税金又は納付金に係る延滞金のところがございますが、この分につきましては、地方税法の改正に伴う修正申告と納期に関する項の番号の整理の分でございます。

続いて、1ページ下段から2ページ上段の、1ページ下段、均等割の税率のところがございますが、2ページの31条の3の関係でございますが、これにつきましても先ほど申し上げましたように、地方税法の改正に伴う法人税均等割の税率の基準日に関する項の番号の整理でございます。条文の追加及び変更と内容等に対応して整備するものになっておるところでございます。

続きまして、同じ2ページの中ほどでございますが、3ページ、4ページの上段にかけてでございますが、第36条の3の2、それから、3ページの36条の3の3のところでございますが、個人住民税に係る給与所得者と公的年金等の受給者の扶養親族申告書の追加の分でございます。この件につきましては、先ほど言いましたように、御承知のとおり、ことし、子ども手当の支給開始によりまして、今回の改正ではゼロ歳から15歳までの子供の扶養控除が廃止されております。さらに、高校無償化の対象といたしまして、16歳以上19歳未満の方への、これは主に高校生と思いますが、特定扶養控除の上乗せ分、これは120千円でございますが、この上乗せ分が廃止になりまして、従来の一一般の扶養控除対象者として、1人につき330千円が控除されるというふうなことで、上乗せ分の廃止でございます。また、19歳以上から23歳未満の方につきましては、主に大学生でございますが、今まで従来どおりにこの分につきましては特定扶養控除として取り扱う内容となっておりますが、これら等々に伴いまして、扶養情報の把握といたしまして、国税当局の協力を得まして、扶養親族の現行の情報収集の仕組みを維持、堅持しながら、この項によりまして、申告制度の根拠を今回の条例に規定するものでございます。

それから、飛びまして、4ページ中ほどの法人の町民税の申告納付、及び5ページの中ほどでございますが、法人の町民税に係る不足税額の納付の手續というところで、48条、それから、5ページの50条の関係でございますが、この分につきましては、一番初めに申し上げましたように、地方税法の改正に伴う番号及び文言の整理でございます。

それから、6ページをごらんいただきたいと思えます。

この分につきましては、固定資産税の納税義務者等でございますが、54条の7関係でございます。これも地方税法の施行規則の改正に伴う文言の整理でございます。家屋の附帯設備に伴う変更の事項でございます。

続きまして、6ページ下段、たばこ税の税率の改正で、冒頭申し上げました件でございますが、第95条と、それから、附則の第16条2の関係でございますが、御承知のとおり、ことし10月1日をもって、町のたばこ税の税率が変わりまして、そこに書いてありますとおり

に、1,000本当たり3,298円から4,618円に増額をされるというふうな内容でございます。1箱で計算しますと、行政報告にも書いておりましたが、1箱65円から1箱92円ということで27円ほどの増額になる計算でございます。

それから、旧3級品とされました紙巻きたばこにつきましては、下段のところに書いてありますが、1,000本当たり1,564円から2,190円に値上げされるものでございます。

前回の改正は、平成18年の7月1日で、約4年ぶりの値上げでございますが、今回は全体でいいますと、国と県と市町村合わせまして1本当たり約3.5円、1箱でいいますと、約70円の税率の改正であるわけでございます。たばこの価格といたしましては、価格の上昇で1本当たり5円から6円程度の上昇ということで、1箱当たりで100円から140円の値上げの大幅な値上げの予定でございます。代表的なたばこで申し上げますと、マイルドセブンが現行300円が410円になるそうです。セブンスターでも300円が440円ということで聞き及んでおりますが、町の税収でいきますと、先ほど申しましたように、今まで300円のたばこでございますと、1箱65円であったものが、値上げ後につきまして、400円でいいますと、約27円上がりまして、92円というふうなことになります。400円といたしますと、そのうち税金が、国が123円、県が30円、町が92円ということで、245円の税金になるというふうなことでございます。

申告による手持ち品の課税もあわせて行われますが、値上げの分の増収というよりも、改正後の1年ぐらいは減収というふうなことで、皆さんの健康意識の高揚に伴うたばこ離れということがございまして、そういうふうなことになるのではなからうかということで予想もしております。

最後に、7ページの非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算のところでございますが、この件につきましては、附則第19条の3の関係でございまして、上場株式の譲渡所得につきましては、今まで10%の軽減税率でございました。所得税が7%、住民税が3%の適用でございましたけれども、24年には廃止されます。したがって、今まで10%やったものが20%になりまして、20%の内訳は所得税が15%、住民税5%でございますが、そのもとの本則税率に戻るというふうな予定でございますが、それに合わせまして一定の非課税口座内の少額の上場株式等に係る譲渡所得等につきましては、非課税措置が導入されるというふうな内容でございまして、内容的には毎年新規に投資額が1,000千円を上限といたしまして、平成24年から26年までの3カ年間、最大で3,000千円までの額を投資した上場株式等を最長10年以内に売却した譲渡益に対しては非課税にする措置というふうなことであります。

以上、重立った3点でございますが、施行日につきましては、たばこ税が10月1日から、先ほど申しました非課税の口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得の非課税措置につきましては、ちょっと後になりますが、平成25年の1月1日から、あとはそれ以外の分につきましては、来年の平成23年の1月1日からの施行というふうなことでございます。

その他文言の変更等につきましては、先ほど地方税法の改正に伴う内容の追加、内容等の整備に対応するものでございまして、どうかよろしく御審議の上、承認していただきますようよろしくお願い申し上げます、私の補足説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

会計管理者（鶴田直輝君）

皆様こんにちは。それでは、私のほうから議案第55号、56号、57号、58号、59号、60号、61号の7議案につきまして、お手元でございます平成21年度歳入歳出決算書によりまして補足説明をさせていただきたいと思っております。

この決算書をお開きをお願いいたします。

まず初めに、議案第55号になりますが、一般会計の歳入のほうより補足説明をさせていただきたいと思っております。

ブルーの中敷きが、一般会計でございます、このブルーの中敷きの後の5ページ、6ページをお開きをお願いいたします。

歳入合計の欄の予算現額の箇所から読み上げ、右のほうに読み上げをさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

予算現額3,608,296千円、調定額3,632,516,282円、収入済額3,501,072,171円、不納欠損額19,703,207円、収入未済額111,740,904円で、予算現額と収入済額との比較の107,223,829円でございます。

次に、歳出でございますが、その9ページ、10ページをお開きをお願いいたします。

歳出合計欄の予算現額の箇所から読み上げをさせていただきたいと存じます。

予算現額3,608,296千円、支出済額が3,409,444,804円、翌年度繰越額が146,218千円、不用額52,633,196円、予算現額と支出済額との比較でございますけれども、198,851,196円。

歳出合計欄の下の歳入歳出差引額でございますが、91,627,367円、うち基金繰入額はゼロ円、うち翌年度繰越額が6,610千円、翌年度の繰上充用額はゼロ円でございます。うち翌年度繰越額の6,610千円につきましては、平成21から22に繰越明許をしておりますけれども、その繰越明許に係る分の一般財源見込み分という形が6,610千円となっておりますのでございます。

次に、議案第56号の関係になりますけれども、国民健康保険特別会計でございますが、今のページが9ページ、10ページになっておりますけれども、ページをめくっていただきまして、175ページの次に、また、ブルーの中敷きで国民健康保険特別会計というところがございます。そのブルーの中敷きの後の3ページ、4ページをお開きをお願いしたいと思います。

歳入合計でございますが、歳入合計欄の予算現額より読み上げをさせていただきます。

予算現額948,244千円、調定額986,278,115円、収入済額927,615,526円、不納欠損額が8,194,900円、収入未済額が50,467,689円、予算現額と収入済額との比較が の20,628,474円でございます。

次に、歳出でございますが、7ページ、8ページをお開きをお願いいたします。

歳出合計欄の予算現額の箇所から読み上げをさせていただきます。

予算現額948,244千円、支出済額が798,906,552円、翌年度繰越額はゼロ円、不用額が149,337,448円です。予算現額と支出済額との比較でございますけれども、149,337,448円でございます。

表の下段でございますけれども、歳入歳出の差引残額でございますが、128,708,974円、うち基金繰入金はゼロ円、うち翌年度繰越額ゼロ円、翌年度繰上充用額はゼロ円となっております。

次に、議案第57号になりますけれども、老人保健特別会計になりますけれども、今、7ページ、8ページを開いていただいているかと思っておりますけれども、42ページのところを開いていただきますと、老人保健特別会計というブルーの中敷きがございます。そのブルーの中敷きの後の1ページ、2ページをお開きをお願いいたします。

歳入合計欄の予算現額の箇所から読み上げをさせていただきます。

予算現額5,319千円、調定額5,316,845円、収入済額が5,316,845円、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較につきましては、 の2,155円でございます。

次に、歳出でございますが、次のページの3ページ、4ページをお開きをお願いいたします。

歳出合計欄の予算現額の箇所から読み上げをさせていただきます。

予算現額5,319千円、支出済額が1,343,082円、翌年度繰越額ゼロ、不用額が3,975,918円、予算現額と支出済額との比較3,975,918円です。

表の下の歳入歳出差引残額でございますけれども、3,973,763円、うち基金繰入金額がゼロ円、うち翌年度繰越額ゼロ、翌年度繰上充用額ゼロでございます。

次に、今、3ページ、4ページでございますけれども、そのページのところの17ページの次に、後期高齢者医療特別会計というブルーの中敷きがございます。そのページの1ページ、2ページをお開きをお願いいたします。

歳入合計欄の予算現額のほうから読み上げをさせていただきたいと存じます。

予算現額84,462千円、調定額が84,419,983円、収入済額が84,234,053円、不納欠損額ゼロ、収入未済額が185,930円、予算現額と収入済額との比較 の227,947円でございます。

歳出でございますが、次のページの3ページ、4ページをお開きをお願いいたします。

歳出合計の予算現額から読み上げをさせていただきますけれども、予算現額84,462千円、支出済額が83,788,477円、翌年度繰越額ゼロ、不用額が673,523円、予算現額と支出済額と

の比較が673,523円です。

表の歳出合計の下でございますけれども、歳入歳出差引残額が445,576円、うち基金繰入額がゼロ円、うち翌年度繰越額ゼロ円、翌年度繰上充用額はゼロ円でございます。

次に、議案第59号になりますけれども、土地取得特別会計でございますけれども、そのページの17ページをめくっていただきまして、ブルーの中敷きで土地取得特別会計というところがございますので、そのブルーの中敷きの後の1ページ、2ページをお開きをお願いいたします。

歳入合計欄の予算現額より読み上げをさせていただきたいと思います。

予算現額1,526千円、調定額1,525,649円、収入済額が1,525,649円、不納欠損額ゼロ、収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較は 351円。

次に、歳出でございますが、3ページ、4ページをお願いいたします。

歳出合計の予算現額より読み上げをさせていただきますけれども、歳出合計の予算現額が1,526千円、支出済額ゼロ、翌年度繰越額ゼロ、不用額で1,526千円、予算現額と支出済額との比較が1,526千円でございます。

歳入歳出の差引残額が1,525,649円、うち基金繰入額がゼロ円、うち翌年度繰越額ゼロ円、翌年度繰上充用額はゼロ円となっておりますのでございます。

次に、議案第60号の関係になりますけれども、その同じ12ページの後に農業集落排水特別会計というブルーの中敷きがございます。その1ページ、2ページのところをお開きをお願いいたします。

歳入合計欄の予算現額の箇所から読み上げをさせていただきます。

歳入合計の予算現額562,259千円、調定額が567,207,398円、収入済額が560,859,939円、不納欠損額が1,280千円、収入未済額が5,067,459円です。予算現額と収入済額との比較は1,399,061円でございます。

次に、歳出でございますが、3ページ、4ページをお開きをお願いいたします。

同じく歳出合計欄の予算現額の箇所から読み上げをさせていただきます。

歳出合計の予算現額は562,259千円、支出済額が553,113,166円、翌年度繰越額はゼロ円、不用額が9,145,834円でございます。予算現額と支出済額との比較9,145,839円でございます。

表の下段でございますけれども、歳入歳出の差引残額が7,746,773円、うち基金繰入額ゼロ円、うち翌年度繰越額ゼロ円、翌年度繰上充用額はゼロ円となっております。

次に、議案第61号の関係になりますけれども、ページ25をめくっていただきますと、ブルーの中敷きで工業用地取得造成分譲特別会計出てきます。その欄のブルーの中敷きの後の1ページ、2ページをお開きをお願いいたします。

同じ歳入合計欄の予算現額の箇所から読み上げをさせていただきたいと思います。

歳入合計の予算現額が4,869千円、調定額が4,866,287円、収入済額が4,866,287円、不納

欠損額はゼロで、収入未済額ゼロ、予算現額と収入済額との比較は の2,713円でございます。

次に、歳出でございますが、その次のページの3ページ、4ページをお開きをお願いいたします。

同じく歳出合計の欄の予算現額の箇所から読み上げをさせていただきます。

歳出合計、予算現額4,869千円、支出済額4,862,023円、翌年度繰越額はゼロ円、不用額は6,977円、予算現額と支出済額との比較6,977円。

歳入歳出の差引残額が4,264円、うち基金繰入額はゼロ円、うち翌年度繰越額ゼロ円、翌年度繰上充用額はゼロ円でございます。

私のほうからは以上をもちまして補足説明とさせていただきますが、各会計の事項別明細等につきましては、お手元の歳入歳出決算書を御一読いただきたいと存じます。

それでは、決算認定のほどよろしくお願いいたします。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

健康増進課長（川原源弘君）

皆さんこんにちは。健康増進課のほうから議案第64号、65号及び66号の補正予算の補足説明をさせていただきます。

まず、議案第64号 平成22年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）をお開き、ごらんいただきたいと思います。

2枚目の裏面、第1表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款11．繰越金、補正額98,708千円、合計128,709千円。

歳入合計、補正額98,708千円、合計981,239千円でございます。

次、下のほうお願いいたします。

3ページ、歳出。

款8．保健事業費、補正額81千円、合計の5,133千円。

款11．諸支出金、補正額12,551千円、合計14,253千円。

款12．予備費、補正額86,076千円、合計の127,603千円。

歳出合計、補正額98,708千円、合計の981,239千円でございます。

次いで説明書に入りますので、3枚めくっていただきたいというふうに思います。

3ページの左上のほうに歳入でございます。

款11．繰越金、目．その他繰越金でございますして、補正額98,708千円、合計の128,708千円でございます。これが先ほど会計管理者のほうから申し上げましたように、平成21年度国保の決算による繰越金でございます。

次のページお願いいたします。

4 ページ左上の 3 . 歳出でございます。

款 8 . 保健事業費、目の疾病予防費、補正額81千円、合計の398千円でございます。節といたしまして、委託料、これは人間ドックの委託料でございます。当初予算では7名分を人間ドックという形にしておりましたんですけれども、既に申込者がこれをクリアしておりますので、あと地域住民健康意識向上という意味合いを含めまして、3名分を追加で計上しているところでございます。

款11 . 諸支出金、目 . 償還金、補正額11,751千円、合計の11,753千円でございます。説明のほうに入りますと、一般被保険者療養給付費等負担金の返納金でございます。9,382千円。これ21年度分の国保財源の根源であります国の定率負担分でございますけれども、これが確定いたしましたものにつきまして、療養給付費が見込みより減ったという形で、その分の相当分の返還金でございます。

次の過年度退職被保険者等療養給付費の交付金の、これも返納金でございますけれども、2,055千円。同様に過年度の退職被保険者療養給付費の減によります返納金でございます。

あと下のほうに出産一時金返納金が140千円、それと、あと過年度特定健康診査等負担金返納金が174千円でございます。これもともに過年度分の返還金でございます。

下のほう 5 ページお願いいたします。

諸支出金、目の一般会計繰出金、補正額800千円、合計の1,600千円でございます。繰出金のほうに800千円でございますけれども、一般会計繰入金返還金、これ上のほうの出産一時金と合わせまして、これが町の負担する法定の負担金でございます。これのいただいた分の残という形でこれを一般会計へ返納するという部分でございます。

12款 . 予備費、目の予備費、補正額86,076千円、合計の127,603千円でございます。これは歳入の繰越金による歳出の諸費を引いた残という形で予備費として計上しているところでございます。

次、議案第65号 平成22年度上峰町老人保健特別会計補正予算書（第1号）をお願いいたします。

2 枚目の裏、2 ページでございますけれども、第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入。

款の 1 番、支払基金交付金、補正額 1 千円、合計の64千円。

5 款 . 繰越金、補正額3,972千円、合計3,973千円。

歳入合計、補正額3,973千円、合計の4,404千円でございます。

以下、下のページお願いいたします。

歳出。

款 4 . 諸支出金、補正額3,974千円、合計の3,975千円。

5 款 . 予備費、補正額減額の 1 千円、合計の199千円でございます。

歳出合計、補正額3,973千円、合計の4,404千円となっております。

次、説明書に入りますので、3枚めくってもらいまして、右下3ページをお願いいたします。

3 ページ、2 . 歳入。

款の支払基金交付金、審査支払手数料交付金が補正額 1 千円、合計の 4 千円になっております。

5 款 . 繰越金、目の繰越金、補正額3,972千円、合計の3,973千円。これは先ほど会計管理者が申しましたように、前年度決算による繰越金でございます。

次のページお願いいたします。次のページ、4 ページ。

3 . 歳出。

4 の諸支出金、目 . 償還金、補正額3,655千円、合計の3,655千円。これ償還金、利子及び割引料で交付金及び負担金精算返還金3,655千円でございますして、これも医療給付費等の前年度精算金として返還するものでございます。

4 . 諸支出金、目の一般会計繰出金といたしまして、補正額319千円、合計の320千円。繰出金という形で319千円しておりますけれども、これ上記同様、町の負担に係る精算金返還金という形で、町の負担金が2分の1相当を医療費給付費をいただいております関係上、これを2分の1相当分を余りましたので、一般会計へ繰り出すという形でしております。

次、議案第66号 平成22年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）をお願いいたします。

2 枚目、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入をお願いいたします。

款 1 . 後期高齢者医療保険料、補正額減額の590千円、合計の63,200千円。

款 4 . 繰越金、補正額444千円、合計の445千円。

諸収入、補正額 1 千円、合計の306千円。

歳入合計、補正額減額の145千円、合計の80,637千円。

次、歳出をお願いいたします。

款 1 . 総務費、補正額ゼロ円ですけれども、これは節間の移動という形で補正額としてはゼロでございます。合計の796千円。

款 2 . 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額減額の288千円、合計の79,296千円。

款 4 . 諸支出金、補正額145千円、合計の197千円。

款 5 . 予備費、減額の 2 千円、合計の98千円。

歳出合計、補正額減額の145千円、合計の80,637千円となっております。

次、説明に入りますので、3枚めくっていただきます。

3 ページ、2 の歳入でございます。

1 . 後期高齢者医療保険料、目の特別徴収保険料といたしまして、補正額減額の590千円、合計の40,522千円。これは現年度分の特別徴収の見込み減のために減額補正しております。

款4 . 繰越金、目の繰越金、補正額444千円、合計の445千円。これも先ほど会計管理者のほうから説明ございましたように、前年度決算にかかる繰越金でございます。

そして、5款、目 . 諸収入、1 . 延滞金、補正額が1千円、合計の2千円という形になっております。

次のページお願いいたします。

歳出。

枠の2つ目、2 . 後期高齢者医療広域連合納付金、目の後期高齢者医療広域連合納付金、補正額減額の288千円、合計の79,296千円、節の負担金、補助及び交付金でございますけれども、これは減額288千円、広域への納付金の総枠の減という形でなっております。

次のページ、4の諸支出金、目の一般会計繰出金、補正額145千円、合計の146千円、節の28 . 繰出金145千円という形でございますけれども、これも21年度事務費の精算金として一般会計への返還という形になっております。

以上で健康増進課のほうから64、65及び66号の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議方お願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（吉富 隆君）

ほかに補足説明はございませんか。

建設課長（江崎文男君）

失礼します。私のほうからは議案第69号 平成22年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第2号）について補足説明を申し上げます。

2ページをお願いいたします。

歳入の部でございます。歳入。

款の5 . 繰入金、項の1 . 繰入金、補正額減の4,057千円、計の281,327千円。

款の6 . 繰越金、項の1 . 繰越金、補正額7,745千円、計の7,746千円。

歳入合計、補正額3,688千円、計の522,491千円。

3ページをお願いいたします。

続きまして、歳出の部でございます。

款の1 . 総務費、項の1 . 総務管理費、補正額3,688千円、計の172,868千円。

歳出合計、補正額3,688千円、計の522,491千円でございます。

続きまして、補正予算に関する説明書の3ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款の5の繰入金、項の1の繰入金、目の1の一般会計繰入金、節の1の一般会計繰入金、

減の4,057千円。これにつきましては一般会計からの繰入金でございます。

続きまして、款の6の繰越金、項の1の繰越金、目の1の繰越金、節の1の繰越金、7,745千円。これにつきましては前年度からの繰越金でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款の1の総務費、項の1の総務管理費、目の1の一般管理費、節の11の需用費、金額2,900千円でございます。これにつきましては、今までに処理施設内の機器の老朽化及び雷の落雷等によって修繕費の支出を出しておるところでございます。今現在、予算残としては100千円ほどになっておりますので、今後の機器等の故障に対応する必要がございますので、今回修繕料といたしまして、2,900千円補正をするものでございます。

続きまして、19の負担金、補助及び交付金788千円でございます。これにつきましては、7月から業務用使用料の改定ということで使用料の改定をやっているところでございます。それに伴う重量制に変更するに従って、水道企業団の下水道使用料システムの改修負担金ということで、今回788千円、水道企業団のほうに負担金として支払うものでございます。

以上で私からの補足説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（吉富 隆君）

以上をもちまして、補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれをもって散会したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉富 隆君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定をいたしました。本日は大変ありがとうございました。

午後0時 散会